

広報



昭和60年 2/25 No.591 発行: 東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 (毎月5・15・25日発行)

## 60年度予算案提案される 情報公開制度など新規・拡充100事業に 一般会計517億1,308万円 7.2パーセント(対前年度比)の伸び



創立10周年を迎える、「第九」演奏会を予定している豊島区管弦乐团



●障害者と青年ボランティアの実施: 212万円  
●緊急通報システムの実施: 212万円  
●ひとり暮らし老人の家庭内で緊急事態が生じた際、無線危報器

### 生活を尊重するまち(福祉・保健)



●ボランティア活動者救済保険の実施: 10万円  
●約3千人を対象に保険料の全額を助成

●教育文化施設の建設: 4億7千66万円  
●62年10月オープンの予定で相模学院大学で「第九」を演奏する。

●図書館の建設: 3億7千32万円  
●清和小、西東郷中の2校、千66万円

●豊島区婦人問題懇話会(仮称)の設置等: 46万円  
●総合体育場の地域住民開放: 40万円  
●初心者水泳教室を豊島プールで開催: 30万円  
●妹姉都市秩父の自然と文化の交流: 23万円

●学校体育館の増改築: 3億1千39万円  
●横浜市立豊島中学校の2校、千66万円

●区民がつくる「第九」演奏会

●豊島区管弦乐团創立10周年を記念し、一般区民からの公募による合唱団とともに、12月に学童会にて「第九」を演奏する。

国際青年年関連事業に1千100万円が計上され、青年の様さまな活動が計画されています。本号では、新規事業をご紹介します。

## 60年度の新規事業

↙ 39事業 40億円 ↘

### 計画の実現のために

#### ●行政情報公開制度の実施: 366万円

#### ●児童館の建設: 3億6千90万円

#### ●私立保育園改築工事経費助成: 107万円

#### ●重度心身障害者の介護者休養: 83万円

#### ●乳幼児健全育成相談の実施: 136万円

#### ●私立夜間保育園新設経費助成: 107万円

#### ●重度心身障害者の介護者休養: 83万円

#### ●認知障害者用ミニファックス

#### ●助成金: 10万円

●区内民に質の高いサービスを提供するため

●区民センター、公会堂、助労福社館の運営管理を公社に委託する。

●区内民会室の建設: 8千30万円

●区内民に質の高いサービスを提供するため

●区民センター、公会堂、助労福社館の運営管理を公社に委託する。

## 所得税・贈与税・住民税・個人事業税 確定申告と納税は 3月15日までです

申告と納税の  
相談はお早めに

3月10日を過ぎますと、税務署の窓口は大変混雑します。早めに相談をすませて、申告と納税をしましょう。

なお、所得税の確定申告をされた方は、住民税や個人事業税の申告を改めてする必要はありませんが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄を忘れずに記入してください。

申告は正しく忘れずに

住民税(区役所)の申告をしている場合でも、例えば、次のような方は所得税(税務署)の申告が必要です。

1 事業所得や不動産所得などをある方で、59年の各種の所得金額の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除の合計額を超え

一方、情報公開の考え方では、利用の理由によっては公開しない、ということではありません。理由は間わない、というのが理念です。しかし、それが理屈です。しかしそうはいつても、条例の目的にそつた利用が是非望ましいわけです。そこで、公開条例第11条は「利用者の義務」として、「この条例の目的に則して適正に用いなければならぬ」とこと

をうたっています。それから次に、公開を求める方が資料を探すときの手がかりです。公開条例の第12条は、行政情報の目録等を作成して、利用者の閲覧に供することを義務づけています。しかし考えてみれば、目録に工夫をこらすとしても、行政事務になじみのない利用者の方が多いかも知れません。

条例の第1条に書いてある「区民の区政への積極的な参加を推進し、区政に対する理解と信頼を深める」という利用ばかりではないかも知れません。



条例について(12)

情報公開なんかやつても、特定の、例えば商店に使う人ぐらいしか利用しないだろう、と考える方が多いかも知れません。

「区民の区政への積極的な参加を推進し、区政に対する理解と信頼を深める」ための利用ばかりではないかも知れません。

所得税・贈与税・住民税・個人事業税  
確定申告と納税は  
3月15日までです

る場合。

給与所得者の還付申告

2 税引所得がある方で、①59年の給与の収入金額が千500円を超える場合 ②給与所得

や退職所得以外の各種の所得

金額の合計額が20万円を超える場合 ③同族会社の役員や

その親族などで、その法人か

ら給与のほかに、賃貸金の利

子、店舗などの賃料、機械

器具の使用料などの支払を受けている場合。

確定申告をしなければならない方が申告をしなかつたり、誤

った申告をしますと、本税のほ

かに加算税や延滞税を納めなければならなくなります。

正しい申告を早めに済ませてください。

申告と納税の用紙は

申告と納税には、あらかじめ

税務署からお送りした用紙をお

使いください。

一方、情報公開の考え方では、

利川の理由によっては公開しない、ということではありません。

理由は間わない、とい

うのが理屈です。しかし、そ

うのが理屈です。

# 昭和60年度区政モニターを 募集中です



◆モニターの仕事は  
・連絡会議への出席（4月・10月・3月ごろの年3回）  
・アンケートへの回答（8月・10月・12月ごろの年3回）  
・施設見学会への参加（6月）  
・随時通信（随時）  
・テレマ別懇談会への自主参加

◆報酬額  
・応募資格：区内在住の満20歳（昭和60年4月1日現在）以上の方。ただし、都および都内区市町村の公務員と豊島区の区政モニター経験者は除きます。

・募集人員：40名  
・任期：1年（4月1日翌年3月）  
・謝礼：1万2千円（実績により異なります）  
・応募方法：3月10日（消印有効）までに、官製はがき（広聴はがきでも結構です）の表面に住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、電話番号を明記し、裏面に「応募の理由」または、

（昭和60年4月1日現在）以上の方。ただし、都および都内区市町村の公務員と豊島区の区政モニター経験者は除きます。

・応募資格：区内在住の満20歳（昭和60年4月1日現在）以上の方。ただし、都および都内区市町村の公務員と豊島区の区政モニター経験者は除きます。

・応募方法：3月10日（消印有効）までに、官製はがき（広聴はがきでも結構です）の表面に住所に記入して、裏面に「応募の理由」または、

（昭和60年4月1日現在）以上の方。ただし、都および都内区市町村の公務員と豊島区の区政モニター経験者は除きます。

・応募資格：区内在住の満20歳（昭和60年4月1日現在）以上の方。ただし、都および都内区市町村の公務員と豊島区の区政モニター経験者は除きます。

・応募方法：3月10日（消印有効）までに、官製はがき（広聴はがきでも結構です）の表面に住所に記入して、裏面に「応募の理由」または、

（昭和60年4月1日現在）以上の方。ただし、都および都内区市町村の公務員と豊島区の区政モニター経験者は除きます。

方で、月2回の研修会（月曜日夜間）に出席できる方

（個人）

勤労者話し方教室

勤労福祉会館カラーリング

勤労者卓球教室（中級）

（中級）

# 三世代集合! ファミリー大 ゲートボール会

中央大会(5/19)  
めざし地区大会始まる//

大会区分	日	曜	会
第1地区	4月21日	日	朝日中学校
第2地区	5月12日	日	曾成小学校
第3地区	4月28日	日	大明小学校
第4地区	4月14日	日	緑谷中学校(午後)
第5地区	4月14日	日	高南小学校
第6地区	5月12日	日	高田中学校
第7地区	3月24日	日	道和中学校
第8地区	5月5日	日	長崎中学校
第9地区	4月14日	日	千川中学校
第10地区	3月24日	日	駿込中学校
第11地区	2月24日	日	池袋第二小学校
第12地区	2月24日	日	池袋第三小学校



二ジマス釣教室

豊島区小中学生

豊島区フォーランス

指導者講習会

児童館

3月のプログラム

豊島区民初心者

フォーランス講習会

豊島区民初心者

3月12・19日(午後7時)9時

3月12日

3月19日

3月12日

3月19日